

徳島県規則第二十七号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「本庁」を「部等」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第四条第三号」を「第四条第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 センター等 徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するものをいう。

第七条（見出しを含む。）中「本庁構成機関及び東部各局」を「東部各局及びセンター等」に改める。

第七条の二を削る。

第七条の三中「第七条」を「前条」に、「別表第二の三」を「別表第二の二」に改め、同条を第七条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（センター等の長への個別委任）

第七条の三 第七条に規定するもののほか、センター等の長に対し、別表第二の三に掲げる事務を委任する。

別表第二中「本庁構成機関及び東部各局」を「東部各局及びセンター等」に改め、同表財務関係事項の項第一号中「本庁構成機関の長にあつては徳島県立農林水産総合技術支援センター所長に、」を削り、「徳島県東部県税局長に」の下に、「センター等の長にあつては徳島県立農林水産総合技術支援センター所長に」を加える。

別表第二の二を削る。

別表第二の三中、「（第七条の三関係）」を「（第七条の二関係）」に改め、同表徳島県東部保健福祉局長の項第一号中「児童福祉法」の下に、「（昭和二十二年法律第六十四号）」を加え、同号の8中「立入検査等」を「質問若しくは立入検査」に改め、同号の10中「改善勧告又は改善命令」を「改善の勧告又は命令」に改め、同項第二号中「児童福祉法施行規則」の下に、「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を加え、同項第三号の2中「改善勧告又は改善命令」を「改善の勧告又は命令」に改め、同項第五号中「食品衛生法に」を「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」に改め、同項第十七号の1を削り、同号の2中「第十六条」を「第十四条」に改め、同号中2を1とし、同号の3中「第十七条」を「第十五条」に改め、同号中3を2とし、同項第二十二号中「身体障害者福祉法施行令」の下に、「（昭和二十五年政令第七十八号）」を加え、同項第二十三号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に、「（昭和二十五年法律第二百二十三号）」を加え、同項第二十五号の9中「保護施設の管理者からの報告の徴収」を「報告の命令」に改め、同号の10中「改善命令等」を「保護施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止又は保護施設の廃止の命令」に改め、同項第二十八号の17中「社会福祉事業を営業者からの」及び「施設等の」を削り、「その他事業経営の状況の」を「若しくは」に改め、同項第三十七号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性

及び安全性の確保等に関する法律」の下に「（昭和三十五年法律第四百十五号）」を加え、同項第五十三号の9中「保護施設の管理者からの報告の徴収」を「報告の命令」に改め、同号の10中「改善命令等」を「保護施設の設備若しくは運営の改善、事業の停止又は保護施設の廃止の命令」に改め、同項第五十四号の1中「居宅サービス等を行った者等に対する」及び「介護給付等を受けた被保険者等に対する」を削り、同号の2中「指定居宅サービス事業者等に対する」を削り、同号の3を削り、同号の4中「指定介護老人福祉施設の開設者等に対する」を削り、同号の5中「指定介護予防サービス事業者等に対する」を削り、同号の5を4とし、6を5とし、同項第五十五号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の下に「（平成十年法律第百十四号）」を加え、同項第六十五号中「徳島県危機管理関係手数料条例」の下に「（平成十六年徳島県条例第三十九号）」を加え、同表徳島県東部農林水産局長の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げ、第四十号を削り、第四十一号を第三十九号とし、第四十二号から第五十三号までを二号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部県土整備局長の項第二十七号の3中「流水の占用の」及び「土地の占用の」を削り、同項第二十八号の8中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同表を別表第二の二とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二の三 センター等の長への個別委任事項（第七条の三関係）

徳島県防災人材育成センター所長

一 徳島県消防学校及び徳島県立防災センターの施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

徳島県食肉衛生検査所長

一 徳島県危機管理関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。

1 第二条の規定による手数料の徴収
2 第五条の規定による手数料の減免
二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定によると畜場の設置の許可及び同条第三項の規定によると畜場の構造設備等の変更の届出の受理

2 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び一日当たりの頭数の制限

3 第七条第六項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生管理責任者等の配置又は変更の届出の受理

4 第八条（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生管理責任者等の解任命令

5 第十二条第一項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の認可

6 第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出の受理及び同条第三項の規定によると畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対する必要な指示

7 第十四条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による獣畜のとさつ、解体等の検査

8 第十六条の規定による公衆衛生上必要な限度における措置

9 第十七条第一項の規定によると畜場の設置者又は管理者、と畜業者その他の関係者からの報告の徴収及び当該職員による立入検査

10 第十八条第一項の規定によると畜場の許可の取消し又はと畜場の施設の使用の制限若しくは停止命令及び同条第二項の規定によるとさつ又は解体の業務の停止命令又は禁止

三 と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による地域の指定及び獣畜のとさつの許可

2 第五条第一項第一号から第三号までの規定によると畜場外への持出しの許可

四 と畜場法施行条例（平成十二年徳島県条例第三十一号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による完了の届出の受理及び検査

2 第四条の規定による届出の受理

五 食品衛生法第五十四条の規定による食品等の廃棄その他食品衛生上の危害除去のための必要な措置命令（と畜場内及び食鳥処理場内におけるものに限る。）

六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可

2 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可及び同条第三項の規定による氏名等の変更の届出の受理

3 第七条第二項の規定による地位の承継の届出の受理

4 第八条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令

5 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止命令又は食鳥処理の事業の許可の取消し若しくは食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止命令

6 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令

7 第十四条の規定による廃止、休止又は再開の届出の受理

8 第十五条第一項から第三項までの規定による検査

9 第十六条第六項の規定による解任命令並びに同条第九項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する指導及び助言

10 第二十条の規定による措置

11 第二十五条第三項の規定による食鳥検査の実施の報告の受理

12 第三十七条第一項の規定による報告の徴収

13 第三十八条第一項の規定による当該職員による立入検査及び関係者に対する質問等

七 徳島県食肉衛生検査所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

徳島県動物愛護管理センター所長

一 徳島県危機管理関係手数料条例に関する次のこと（委任事務に係るものに限る。）。

1 第二条の規定による手数料の徴収

- 2 第五条の規定による手数料の減免
- 二 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に関する次のこと。
 - 1 第六条第五項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間及び区域の指定
 - 2 第十三条の規定による犬の検診及び臨時の予防注射の実施
 - 3 第十四条第一項の規定による犬等の死体の解剖又は殺処分の許可
 - 4 第十八条第一項の規定による係留されていない犬の抑留
 - 5 第十八条の二の規定による係留されていない犬の葉殺及びその旨の周知
 - 6 第二十一条の規定による予防員に行わせる犬の抑留所の管理
 - 7 第二十三条第二三号の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用の徴収
- 三 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第七条第四項の規定による巡視及び毒餌の回収命令
- 四 狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十九号）第九条の規定による犬の引渡し
- 五 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）に関する次のこと。
 - 1 第十一条第一項（第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録等の実施及び第十一条第二項（第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知
 - 2 第十二条第一項（第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録等の拒否及び第十二条第二項（第十三条第二項、第十四条第四項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知
 - 3 第十四条第一項から第三項までの規定による変更の届出の受理
 - 4 第十六条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者等の廃業等の届出の受理
 - 5 第十七条の規定による第一種動物取扱業者の登録の抹消
 - 6 第十九条第一項の規定による第一種動物取扱業者の登録の取消し又は業務停止命令
 - 7 第二十二条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施
 - 8 第二十二条の六第二項の規定による届出の受理及び同条第三項の規定による検案書等の提出命令
 - 9 第二十三条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による勧告、第二十三条第二項の規定による勧告及び同条第三項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による措置命令
 - 10 第二十四条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査
 - 11 第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受理

- 12 第二十四条の三第一項及び第二項の規定による変更の届出の受理
 - 13 第二十五条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による措置命令及び同条第三項の規定による措置命令又は勧告
 - 14 第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
 - 15 第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可及び同条第三項の規定による変更の届出の受理
 - 16 第二十九条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消し
 - 17 第三十二条の規定による措置命令
 - 18 第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査
 - 19 第三十五条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による犬又は猫の引取り及び同条第一項ただし書の規定による犬又は猫の引取りの拒否並びに同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による犬又は猫を引き取るべき場所の指定
 - 20 第三十六条第二項の規定による負傷動物等の収容
 - 21 第三十八条第一項の規定による動物愛護推進員の委嘱
- 六 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）に関する次のこと。
- 1 第二条第八項の規定による登録証の亡失の届出の受理及び同条第九項の規定による登録証の返納の受理
 - 2 第十三条第十号の規定による特定動物の区域外での飼養又は保管の通知の受理
 - 3 第十五条第八項の規定による許可証の亡失の届出の受理及び同条第九項の規定による許可証の返納の受理
 - 4 第十六条の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理
- 七 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第八号）に関する次のこと。
- 1 第十一条の規定による飼養等の作業に従事することができなくなる場合等の届出の受理
 - 2 第十二条の規定による特定動物の飼養等の許可の取消し
 - 3 第十五条第二項の規定による特定動物の損傷等の決定
 - 4 第十六条第一項の規定による事故発生時の届出の受理
 - 5 第十七条の規定による措置命令
 - 6 第十九条第一項の規定による犬の収容及び捕獲の命令、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による飼い主への通知又は公示並びに同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による犬、猫等の処分
 - 7 第二十条第一項の規定による野犬の掃討及びその旨の周知並びに同条第三項の規定による関係市町村の長への協力の要請
 - 8 第二十一条第一項の規定による飼い主からの報告の徴収及び当該職員による立入調査

9 第二十二條第一項の規定による手数料の徴収及び同条第三項の規定による手数料の減免

八 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年徳島県規則第四十一号）第二十條の規定による犬、猫等の返還の申請の受理

徳島県中央子ども女性相談センター所長

一 児童福祉法に関する次のこと。

1 第六條の四第三号の規定による里親の認定

2 第二十七條第一項の規定による児童の措置及び同条第二項の規定による指定
発達支援医療機関に対する入院治療等の委託

3 第二十七條の二第一項の規定による児童の措置

4 第二十七條の三の規定による事件の家庭裁判所への送致

5 第二十八條第一項の規定による保護者の児童虐待等の場合の措置、同条第二項ただし書の規定による措置期間の更新に係る家庭裁判所への承認の申立て及び同条第三項の規定による措置の継続

6 第三十條第一項及び第二項の規定による同居児童の届出の受理

7 第三十條の二の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者等に対する指示及び報告の徴収

8 第三十一條第二項及び第三項の規定による委託の継続又は在所期間の延長等並びに同条第四項の規定による第二十七條第一項第一号から第三号まで及び第二項の措置

9 第三十三條第二項の規定による児童の一時保護及びその委託、同条第五項の規定による意見の聴取並びに同条第七項及び第九項の規定による一時保護及びその委託

10 第三十三條の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による児童自立生活援助の実施

11 第四十七條第一項ただし書の規定による縁組の承諾の許可

12 第五十六條第二項の規定による本人又は扶養義務者からの費用の徴収（第十條第七号から第七号の三までに規定する費用に係るものに限る。）

二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）に関する次のこと。

1 第三十條の規定による里親の家庭の訪問指導

2 第三十二條第一項の規定による意見の聴取及び同条第二項の規定による報告

3 第三十三條の規定による児童を同居させた者の居住地変更に伴う通知

三 児童福祉法施行規則に関する次のこと。

1 第二十六條（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による書類の送付

2 第二十七條（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

3 第三十六條の四十二第一項の規定による登録等の決定（第三十六條の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）及び第三十六條の四十二第二項の規定による登録等の決定

- 4 第三十六条の四十三第一項及び第二項の規定による届出の受理（第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）
 - 5 第三十六条の四十四第一項及び第二項の規定による登録の消除（第三十六条の四十七の規定によりこれに準じて行うものを含む。）並びに第三十六条の四十四第三項の規定による専門里親である旨の記載の消除
 - 6 第三十六条の四十六第一項及び第三項の規定による登録の更新
- 四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関する次のこと。

- 1 第十三条第一項の規定による児童福祉司等の意見の聴取
- 2 第十三条の五の規定による一時保護の実施状況の報告
- 5 児童福祉施設退所児童の指導
- 六 要保護女子（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者及び同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。次項において同じ。）の一時保護（厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して実施する場合を含む。次項において同じ。）並びに要保護女子の婦人保護施設への収容保護及びその退所の決定
- 七 徳島県中央子ども女性相談センターの施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

徳島県南部子ども女性相談センター所長及び徳島県西部子ども女性相談センター所長

一 児童福祉法に関する次のこと。

- 1 第二十七条第一項の規定による児童の措置及び同条第二項の規定による指定発達支援医療機関に対する入院治療等の委託
- 2 第二十七条の二第一項の規定による児童の措置
- 3 第二十八条第一項の規定による保護者の児童虐待等の場合の措置、同条第二項ただし書の規定による措置期間の更新に係る家庭裁判所への承認の申立て及び同条第三項の規定による措置の継続
- 4 第三十一条第二項及び第三項の規定による委託の継続又は在所期間の延長等並びに同条第四項の規定による第二十七条第一項第一号から第三号まで及び第二項の措置
- 5 第三十三条第二項の規定による児童の一時保護及びその委託、同条第五項の規定による意見の聴取並びに同条第七項及び第九項の規定による一時保護及びその委託
- 6 第三十三条の六第一項の規定による児童自立生活援助の実施

- 二 要保護女子及び被害者の一時保護並びに要保護女子の婦人保護施設への収容保護及びその退所の決定

徳島県立保健製薬環境センター所長

- 一 徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による利用の許可
- 2 第五条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令
- 3 第六条の規定による使用料の徴収
- 4 第七条第一項の規定による手数料の徴収
- 5 第八条の規定による使用料等の減免

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条第一項の規定による情報の公表（定例的なものに限る。）

三 試験等の成績書等の交付

四 研修生の受入れの承認

徳島県診療所の長

一 徳島県診療所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十八号）に関する次のこと。

- 1 第五条の規定による使用料等の徴収
- 2 第八条の規定による使用料等の減免

二 医療の管理

徳島県立総合看護学校長

一 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第十号）に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による入学の許可
- 2 第五条第一項の規定による入学試験手数料の徴収
- 3 第六条第一項の規定による入学料の徴収
- 4 第七条第一項の規定による授業料の徴収、同条第三項ただし書の規定による授業料の免除、同条第五項の規定による授業料の免除及び同条第六項ただし書の規定による授業料の還付

徳島県精神保健福祉センター所長

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。

- 1 第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付
- 2 第四十五条の二第三項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還命令及び同条第四項の規定による精神保健指定医の診察の決定

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に関する次のこと（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）。

- 1 第五十二条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定
- 2 第五十六条第二項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の認定
- 3 第五十七条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定の取消し

三 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十年徳島県条例第四十号）に関する次のこと。

- 1 第四条の規定による使用料等の徴収
- 2 第七条の規定による使用料等の減免

徳島県障がい者相談支援センター所長

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に関する次のこと。

1 第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付

2 第十六条第二項の規定による身体障害者手帳の返還命令

二 身体障害者福祉法施行令に関する次のこと。

1 第九条第六項の規定による居住地の変更の通知

2 第十条の規定による身体障害者手帳の再交付（身体障害者手帳を亡失し、又は毀損したものに係るものを除く。）

徳島県発達障がい者総合支援センター所長

一 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項各号に掲げる業務

二 徳島県発達障がい者総合支援センターの施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

徳島県立工業技術センター所長

一 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による施設又は機械器具の利用の許可

2 第六条第二項の規定による起業家支援室又は研究室（以下「起業家支援室等」という。）の利用の許可の期間の延長

3 第八条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令

4 第九条第一項の規定による使用料の徴収、同条第三項の規定による手数料の徴収、同条第四項の規定による使用料及び手数料の減免、同条第五項ただし書の規定による使用料（起業家支援室等の使用料を除く。）及び手数料の納付の時期の特例の決定並びに同条第七項の規定による起業家支援室等の使用料の納付の期日の指定

5 第十条第一項ただし書の規定による起業家支援室等の利用者の費用負担についての認定

6 第十三条第一項ただし書の規定による起業家支援室等の模様替え又は改築の承認

7 第十四条第一項の規定による起業家支援室等の明渡し届出の受理及び起業家支援室等の検査をする者の指定

二 研修生の受入れの承認

三 徳島県立工業技術センターの施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

四 徳島県立工業技術センターが実施する共同研究及び受託研究に関する事務の処理

徳島県職業能力開発校の長

一 職業訓練生に係る災害認定通知があつたものについての災害見舞金の支給額の決定

二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の二第一項第三

号、第五号又は第六号の規定による職業訓練についての援助及び同項第七号の規定による委託生訓練以外の委託訓練の実施

三 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号）に関する次のこと（５から７までにあつては、徳島県立中央テクノスクールの長に限る。）。

- 1 第二条の二の規定による入校の許可
- 2 第二条の三第一項の規定による入校試験手数料の徴収及び同条第二項の規定による証明手数料の徴収
- 3 第二条の四第一項の規定による入校料の徴収
- 4 第二条の五第一項の規定による授業料の徴収、同条第二項の規定による授業料の免除及び同条第三項ただし書の規定による授業料の還付
- 5 第四条の規定による利用の許可
- 6 第六条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令
- 7 第七条第一項の規定による使用料の徴収及び同条第二項の規定による使用料の減額又は免除

徳島県家畜保健衛生所の長

- 一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第一項の規定による届出伝染病についての届出の受理
 - 2 第四条の二第一項の規定による新疾病についての届出の受理及び同条第三項の規定による検査を受けるべき旨の命令
 - 3 第七条（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つた旨の表示
 - 4 第八条（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の検査等を行つた旨の証明書の交付
 - 5 第九条の規定による特定疾病又は監視伝染病の発生予防のための消毒方法等を実施すべき旨の命令（当該命令を受けるべき者が十人以下であるときに限る。）
 - 6 第十二条の四第一項の規定による定期の報告の受理
 - 7 第十三条第一項及び第二項（同条第一項ただし書及び第二項については、第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による患畜等の届出の受理
 - 8 第十三条の二第一項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出の受理
 - 9 第十五条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための通行の制限又は遮断
 - 10 第二十一条第一項ただし書の規定による家畜の死体の焼却等の義務の除外の許可
 - 11 第二十四条ただし書の規定による家畜の死体等を埋却した土地の発掘の許可
 - 12 第二十六条第一項の規定による消毒の命令、同条第三項の規定による消毒及び同条第五項の規定による消毒設備の設置
 - 13 第三十条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための消毒方法等を実施す

べき旨の命令（当該命令を受けるべき者が十人以下であるときに限る。）

14 第三十一条第一項の規定による家畜伝染病のまん延防止のための検査、注射、薬浴又は投薬

15 第五十条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可

16 第五十二条第一項の規定による動物の所有者等からの報告の徴収

二 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）第五条第一項の規定による家畜伝染病のまん延防止のための通行の制限又は遮断の通報及び報告の受理

三 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による死亡した牛の届出の受理

四 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十五条第一項の規定による地方種畜検査委員による立入検査等

五 患畜及び疑似患畜の病性鑑定（家畜伝染病予防法第二十条の規定による病性鑑定のための処分に係るものを除く。）

六 疾病家畜の診断及び治療

七 獣医療法（平成四年法律第四十六号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による診療施設の開設、休止若しくは廃止又は届け出た事項の変更の届出の受理

2 第六条の規定による診療施設の使用制限命令等

3 第七条第三項の規定による往診診療者等に対する措置命令

4 第八条第一項の規定による報告の徴収又は診療施設への立入検査

八 獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第二十条第一項の規定による放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合の報告の受理

九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する次のこと（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）

1 第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業（配置販売業を除く。次号において同じ。）の許可の更新

2 第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可

3 第二十八条第三項ただし書の規定による兼務の許可

4 第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可

5 第三十五条第三項ただし書の規定による兼務の許可

6 第三十八条第一項において準用する第十条第一項の規定による店舗販売業の休廃止等の届出の受理及び第三十八条第一項において準用する第十条第二項の規定による店舗販売業の名称等の変更の届出の受理並びに第三十八条第二項において準用する第十条第一項の規定による卸売販売業の休廃止等の届出の受理

7 第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可及び同条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新

8 第三十九条の二第二項ただし書の規定による兼務の許可

- 9 第三十九条の三第一項本文の規定による管理医療機器の販売業又は貸与業の届出の受理
- 10 第四十条第一項及び第二項において準用する第十条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の休廃止等の届出の受理
- 11 第四十条の五第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可及び同条第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新
- 12 第四十条の六第二項ただし書の規定による兼務の許可
- 13 第四十条の七において準用する第十条第一項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出の受理
- 14 第六十九条第二項及び第四項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査等
- 15 第七十条第一項の規定による医薬品等の廃棄等の命令
- 16 第七十二条第三項及び第四項の規定による構造設備の改善又は使用の禁止の命令
- 17 第七十二条の二第一項の規定による業務体制の整備命令
- 18 第七十二条の四の規定による措置命令
- 19 第八十三条の二の三第一項の規定による店舗販売業の許可
- 十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）に関する次のこと（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）。
 - 1 第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業等の許可証の書換え交付
 - 2 第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業等の許可証の再交付及び同条第三項の規定による医薬品の販売業等の許可証の返納の受理
 - 十一 動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）（第百十二条の規定による販売指定品目の変更又は追加指定（配置販売業に係るものを除く。））
 - 十二 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）に関する次のこと。
 - 1 第四条の規定による畜産業を営む者に対する指導及び助言
 - 2 第六条第一項の規定による第四条の規定の施行に必要な限度における畜産業を営む者に対する報告の徴収及び立入検査
 - 3 第九条第三項の規定による処理高度化施設整備計画の認定
 - 4 第十条第一項の規定による処理高度化施設整備計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定処理高度化施設整備計画の認定の取消し
 - 5 第十三条の規定による認定処理高度化施設整備計画の実施状況の報告の徴収
 - 十三 徳島県畜産関係使用料手数料条例（昭和二十五年徳島県条例第五十二号）に関する次のこと。
 - 1 第一条の規定による使用料及び手数料の徴収
 - 2 第三条の規定による使用料及び手数料の減免
 - 3 第四条ただし書の規定による使用料又は手数料の返還

一 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）に関する次のこと。

- 1 第四条の規定による研修の許可
- 2 第五条の規定による研修の許可の取消し
- 3 第六条第一項の規定による手数料の徴収及び同条第三項ただし書の規定による手数料の全部又は一部の還付
- 4 第七条の規定による利用の許可
- 5 第九条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令
- 6 第十条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項の規定による手数料の徴収及び同条第三項の規定による使用料等の全部又は一部の免除
- 7 第十二条の規定による入学の許可
- 8 第十三条第一項及び第二項の規定による手数料の徴収
- 9 第十四条第一項の規定による入学料の納付期限の決定及び入学料の徴収
- 10 第十五条第一項の規定による授業料の徴収、同条第三項の規定による授業料の全部又は一部の免除及び同条第四項ただし書の規定による授業料の全部又は一部の還付

11 第十六条第一項の規定による受講料の徴収及び同条第二項の規定による受講料の全部又は一部の還付

二 徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）に関する次のこと。

- 1 第二条第三項の規定による研修の実施に関する必要な事項の決定
 - 2 第四条の規定による研修手数料還付申請書の受理
 - 3 第十三条第一項及び第二項の規定による教授科目の決定並びに同条第三項の規定による研修の内容の決定
 - 4 第十五条第一項ただし書の規定による研修課程の休業日の決定及び同条第二項の規定による臨時の休業又は休業日においても授業を行うことの認定
 - 5 第十六条第一項第二号の規定による学力を有する者の認定及び同条第二項の規定による要件の決定
 - 6 第十八条の規定による入学願書及び添付書類の受理
 - 7 第十九条第一項の規定による入学試験の実施及び同条第三項の規定による学校の指定
 - 8 第二十条第一項の規定による住民票及び誓約書の受理、同条第三項の規定による身元保証人住所等変更届の受理並びに同条第四項の規定による身元保証人変更承認申請書の受理
 - 9 第二十二条第一項の規定による授業料免除申請書等の受理及び同項第二号の規定による申請に必要な書類の決定
 - 10 第二十四条の規定による授業料等還付申請書の受理
- 三 研究生の受入れの承認
- 四 原種ほ産以外の種子を指定種子生産ほ場に原種として使用することの決定
- 五 災害等緊急時における準種子の供用及び種子転用申請

- 六 主要農作物の奨励品種の決定
 - 七 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）に関する次のこと。
 - 1 第十六条の規定による職員による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還要求
 - 2 第十七条第二項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による登録並びに第十七条第六項（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九項の規定による公示
 - 3 第十八条第四項の規定による公示
 - 4 第二十一条第二項の規定による変更命令
 - 5 第二十二条の規定による適合命令
 - 6 第二十三条の規定による改善命令
 - 7 第二十四条第一項の規定による登録の取消し、同条第二項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令、同条第三項の規定による登録の取消し及び同条第四項の規定による公示
 - 8 第三十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収
 - 9 第三十一条第一項及び第二項の規定による職員による立入調査又は質問
 - 10 第三十三条第二項の規定による調査及び措置
 - 八 徳島県果樹穂木配布規程（昭和五十八年徳島県告示第二百八十二号）第一条の規定による果樹穂木の配布
 - 九 地力の分析診断
 - 十 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定による申請書の記載事項等の調査
 - 十一 病虫害の発生予察情報の提供
 - 十二 種牛、種豚、種鶏及び種卵の配布
 - 十三 牛の受精卵の配布
 - 十四 畜産に関する調査及び技術指導
 - 十五 徳島県畜産関係使用料手数料条例に関する次のこと。
 - 1 第一条の規定による使用料及び手数料の徴収
 - 2 第三条の規定による使用料及び手数料の減免
 - 3 第四条ただし書の規定による使用料又は手数料の返還
 - 十六 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第八十条の規定による総務大臣への報告
- 別表第三個別事項の項第十六号中「第百六条第一項」を「第百六条第一項第二号」に改め、「保険者又は連合会の事業及び財産の状況に関する」を削り、「実地の検査」を「実地検査」に改め、同項第二十三号の6中「及び第十八条の十三第一項」を「、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に、「制限期間」を「期間」に改め、同号の7中「及び第十八条の十三第二項」を「、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、「氏名変更等の」を削り、同号の8中「及び第十八条の十三第二項」を「、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、「承継の」を削り、同号に次のように加える。

- 11 第十八条の二十三第一項の規定による届出の受理
- 12 第十八条の二十四第一項の規定による届出の受理
- 13 第十八条の二十五第一項の規定による届出の受理
- 14 第十八条の二十六の規定による計画の変更又は廃止の命令
- 15 第十八条の二十九第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令

別表第三個別事項の項第二十四号を次のように改める。

二十四 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年^{厚生省}通商産業省^令第一号）に関する次のこと。

- 1 第九条の規定による受理書の交付
- 2 第九条の三の規定による受理書の交付
- 3 第十条の三の規定による受理書の交付
- 4 第十条の五第三項の規定による受理書の提出の要求
- 5 第十条の六の規定による受理書の交付

別表第三個別事項の項第三十二号の2中「遊漁船業者の」を削り、同号の8中「遊漁船業者に対する」を削り、同号の9中「取消し等」を「取消し又は事業の停止命令」に改め、同号の11中「遊漁船業団体に対する」を削り、同号の12中「遊漁船業団体の」を削り、同号の13中「又は」を「又は職員による」に改め、同項第五十三号の3及び4中「別表第二の三」を「別表第二の二」に改め、同号の5中「別表第二の三」を「別表第二の二」に、「同項第十五号、第十七号及び第二十六号」を「同項第十四号、第十六号及び第二十五号」に改め、同号の6中「別表第二の三」を「別表第二の二」に改め、同号の7及び8中「別表第二の二」を「別表第二の三」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第五十二号中「農山漁村未来創造事業のうち」を削り、「に係る補助金」を「の補助金、交付金又は委託費」に改め、同号を同項第五十三号とし、同号第五十一号中「の補助金の交付」及び「（各総合県民局の所管区域内の区域において実施されるものに限る。）」を削り、同号を同項第五十二号とし、同項中第五十号を第五十一号とし、第四十九号を第五十号とし、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九 徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第二十五号）に関する次のこと（徳島県西部総合県民局長に限る。）。

- 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
- 2 第十条第二項の規定による使用料の減免

別表第五その二の表中「本庁構成機関及び東部各局」を「東部各局及びセンター等」に改める。

別表第十第一号及び別表第十三第一号中「その二の表徳島県東京本部及び徳島県大阪本部並びに本庁構成機関及び東部各局の欄」を「その二の表徳島県東京本部及び徳島県大阪本部並びに東部各局及びセンター等の欄」に改める。

別表第十四本庁の課（県立総合高等学校本部、徳島県産業人材育成センター及び徳島県立農林水産総合技術支援センター（当該センターの所長が本庁の課長と同等の権限を行使する事務を行う場合に限る。）を含む。以下この表及び次表において同じ。）、徳島

県会計規則別表第三に掲げる本庁の所管する二号^{かい}廳（以下「本庁の所管する二号^{かい}廳」という。）、徳島県教育委員会（事務局に限る。）、徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部（警務部情報発信課、会計課及び拠点整備課並びに交通部交通指導課に限る。）及び徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の項名中「本庁の課（）」を「徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課（）」に、「徳島県産業人材育成センター」及び徳島県立農林水産総合技術支援センター（当該センターの所長が本庁の課長と同等の権限を行使する事務を行う場合に限る。）」を「及び徳島県産業人材育成センター」に、「同じ」を「課」というに、「本庁の所管する」を「会計課の所管する」に改め、同項中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改め、同表総務事務管理課の所掌に属する歳入及び歳出（旅費に係るものに限る。）に係る次に掲げる事務の項中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改め、同表徳島県南部総合県民局以外の徳島県総合県民局及び徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入（窓口において収納したものに限る。）に係る次に掲げる事務の項から徳島県総合県民局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入（窓口において収納したものに限る。）に係る次に掲げる事務の項までの項名中「徳島県総合県民局」を「総合県民局」に改め、同表本庁の課、^{かい}廳、徳島県教育委員会、徳島県人事委員会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部及び徳島県議会の所掌に属する物品に係る次に掲げる事務の項中「本庁の」を削る。

別表第十五出納局会計課長の職にある本庁出納員の項の項名中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改め、同項中「本庁の課、本庁の所管する」を「課、会計課の所管する」に改め、同表^{かい}廳出納員の項第二号及び第三号、徳島県南部総合県民局の税務出納員の項、徳島県西部総合県民局の税務出納員の項並びに徳島県東部県税局の税務出納員の項第二号中「徳島県総合県民局」を「総合県民局」に改める。

第二条 徳島県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二の三徳島県中央子ども女性相談センター所長の項第一号の9及び同表徳島県南部子ども女性相談センター所長及び徳島県西部子ども女性相談センター所長の項第一号の5中「同条第七項及び第九項」を「同条第九項及び第十一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同月二日から施行する。